

支援事業・制度の概要

分野	②交通・通信、情報化、⑧学術・文化・スポーツ
活用する場面	V「地域の拠点となる施設等を整備したい」場面
事業・制度の名称	公共スポーツ施設等活性化助成事業
趣旨	財団法人地域活性化センターが、財団法人地域社会振興財団の交付金を財源として、公共スポーツ施設等の有効利活用を促進するため、その管理運営に創意工夫を凝らして実施するモデル的な事業に対する支援を行うもの
助成対象団体	市町村、広域連合、一部事務組合、協議会
支援対象事業	(1)システム整備事業 助成対象施設の有効利活用を促進するために実施される効果的・効率的な利用システムを、新規に整備するもの又は抜本的見直しを行うものをいう。ただし、地方債等の特定財源が充当されるもの及び施設整備に係るものを除く。 (2)ソフト事業 システム整備事業に付随し実施される、地域スポーツ活動を推進するためのソフト事業又は健康増進に資するためのソフト事業をいう。ただし、地域医療機関が実施するものを除く。
採択要件、補助要件	(1)国又は地方公共団体の補助金を受けている事業は、対象外とする。 (2)助成対象事業は、助成金の交付決定があった年度に完了する単年度事業とする。 (3)助成対象施設は、助成対象団体が設置する体育館、陸上競技場、野球場、プール及び健康増進に寄与する施設並びにそれらの複合施設のうち、事業終了年度までに運営を開始している施設とする。ただし、学校体育施設は、助成対象施設から除くものとする。
補助率、補助限度額等	助成対象経費 (1)助成金の額は500万円を上限とする。 (システム整備事業とソフト事業を併せて実施する事業を含む。ただし、その場合のソフト事業については100万円を上限とする) (2)助成金の額は、助成対象経費の100%以下とする
採択枠、募集方法、採択スケジュール等	例年12月頃募集
最近の実績	H23西予市 H22四国中央市
県の担当窓口	地域政策課地域づくり支援グループ TEL:089-912-2261 FAX:089-912-2969 E-mail:chiikiseisak@pref.ehime.jp
関係省庁、団体等	一般財団法人 地域活性化センター
関係URL	http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/3_kikaku/sport/sports.htm